

オランダ総領事デ・ウィット月例報告一八六〇年—一八六三年(一)

横山伊徳 訳

本稿は『*Journal of the Japan-Netherlands Institute*, vol.5, 1993 (『日蘭学会英文会誌)』に収録された『Dutch-Japanese Relations during the Bakumatsu Period: The Monthly Reports of J. K. de Wit』で紹介した、全三八回の月例報告の日本訳(分載)である(『大日本古文書 幕末外国関係文書』既収分は訳出ししない)。同会誌には、解題と細かな注が付されているが、分量の関係から本稿では省略した。また、固有名詞は国名などを除き原綴のままとした。

在日オランダ総領事館 一八六〇年三月簡易月例報告(植民省文書公開文書九六七号所収)

三月一日、蒸気郵船Azof号が、多くは上海行の様々な乗客を乗せて、神奈川から当地の停泊地にやってきた。しかし、そのうちの一人であるKnifer氏は当地に留まり、私に、先月二月二十七日夕方七時ころ、二人のオランダ人船長、Christiaan Louis号のDe Vos船長とHenriette Louis号のDekker船長が、神奈川から一時間程の横浜外国人居留地で、路上で数人の日本人に襲われ、一太刀で殺された、という悲しい知らせを伝えてきた。

オランダ副領事代理[De Graeff van Polsbroek]はそのとき江戸におり、直ちに神奈川に戻ったものの、Azof号の急ぎの出航のため、事件の公式

報告をする機会をもてなかった。しかし、オランダ王有蒸気艦Groningen号がその一日以前にオランダ全権委員[Donker Curtius]を乗せ神奈川へ向け出航していたので、行われた殺人事件の詳細情報を三月二二日同委員から受領した。

不幸な二人には事件の原因となることは何もなく、事件の一分ほど前に一緒に横浜のホテルを出た。そこで突然襲撃され、de Vosは即座に切り倒された。Dekkerも帽子を手にして逃げ出したが、まず刀で手を切り落とされ、なおもすこしばかり通りを逃げ続けたものの、その後すぐに殺された。

襲撃の物音で、ヨーロッパ人何人かがホテルから悲劇の現場に赴き、二人の犠牲者の遺体が横たわっているのを発見した。そして、彼らそばにはいくつか金目のものが見つかり、殺人はすくなくとも金銭目当てから起こったものではないことを示していた。日本の警察は横浜にもあり、門は閉められたが、殺人犯自身は見つからなかった。

翌日、オランダ副領事は、事件を神奈川奉行がどれだけ悲しんでいるかを日本人に示すため、犠牲者の埋葬に際し奉行が葬列に加わるよう求めた。奉行はそれを最初は拒否したが、副領事はこの点で同僚に励まされ自らの要求を主張し続けた。

埋葬の日にととう奉行は折れて、午後五時に葬列は以下の序列で墓

地へ向かった。

鉄の棒を持った警護番二人

日本人士官六人

副官を伴ったCamilla号イギリス海兵隊員十人

副官を伴ったJaponisk号ロシア海兵隊員二十人

八人の水夫に担がれたde Vos氏の遺体

フリーメーソンたち

八人の水夫に担がれたDecker氏の遺体

イギリス「Vogel」・アメリカ「Dort」そしてオランダ領事たちとフランス領事官「Loureiro」およびCamilla号とJaponisk号の司令官

横浜および神奈川のヨーロッパ人全員

イギリス水兵二十人

第一と第二の神奈川奉行

ロシア人が放つ二十発の一斉射撃の中で、遺体は降ろされた。

それに続く三月四日、オランダ副領事は書面を江戸の外国掛老中に宛て、その中で、同胞二人の殺人犯は、自分たちの罪を自ら殺人を犯した場所で償うべきである、幕府により二人の死者の未亡人それぞれに、金額二万五千ドルが支払られるべきである、と要求した。

この要求の結果がどうなったかはまだあきらかではない。

この間二人のアメリカ商人が、自分たちは、殺人事件の直前帯刀した三人の日本人に呼び止められ、彼らは自分たちにアメリカ人かオランダ人かを問いただし、「アメリカ人」という答えを聞くと、何もせず自分たちをそのまま行かせた、と証言した。

ここからわかる、殺人犯は悪意をもって明確にオランダ人に目を着けていたという結論は、それ故同地にいるオランダ人の間でも、ロシア軍艦Japonisk号に夜警を求めるようにその副領事の仲介を要請したり、さ

らに植民大臣宛歎願書を起草したりするほどの不安をもたらした。その書面で彼等は、オランダ総領事に対して江戸を滞在地として指定し、日本近海に軍艦一艘を駐留するべしと要望した。

そこで、警邏についての要望はJaponisk号の司令官によって、快く受け入れられたが、しかし同時に彼は、自分は遅くとも三月二十四日までに出航せねばならないと声明した。また、先の歎願書はオランダ全権委員宛に送付されてきて、私はそれを受け取った。

これらすべての状況を知るや、私は、副領事の関連公文写とともにバタヴィアに宛て特別の報知を送り、三月二十四日に神奈川へ出航したAzouff号で上記の歎願書とその他の書類をオランダ全権委員に送った。

私は、そうこうする間にすでに委員は神奈川へ着いたものと思った。

二日後、王有蒸気艦Groningen号が当地の停泊地に戻ってきたが、ひどい嵐で舵が破損し、この船はその目的地に到達できなかった。

私にはなお、この失われた航海についての報知を東インド総督閣下に送付する時間があった。そして私が理解したことを直ちにオランダ全権委員に伝えた。彼はこの案件についての踏み込んだ取扱を留保した。

出来事に関する私の側からの考察はすべて、それ故不必要か未熟なものかもしれない。しかし一方で、オランダ全権委員すら、今度の神奈川到着に際してどのような考えで交渉しなければならぬことになるかを語るのには難しいであろう。なぜなら、そうしたことは確実に、一部ではすでに副領事による（着手済みの：横浜領事館文書中の案文、以下〔B〕）手段に、また一部では事件に関して幕府に課されるだろう賠償金の程度に依存するだろうからである。

流布しているうわさによれば、殺人は江戸にいる大名の一人に原因があるそうで、同人はヨーロッパ諸国との紛糾の中で、自らをより威厳のあるものへ高めたいと欲しているそうである。

ロシア人の殺害、イギリス公使通詞の殺害、フランス総領事使用人の殺害、そして今度さらに行われた二人のオランダ人の殺害は、犠牲者の国籍が様々であることから、容易に、これら連続する事実の間に関連があるとつい至らせるもので、一般的に人々が敵対的な感情を持つ徴候はないので、これらの殺人がこのうわさのように執拗な政治的企図に帰すべきことは、全くあり得ないことではない。

全ての事例で、その真実は容易には明らかにならないであろう。現在の將軍は少年にすぎず、本来の支配者たちは、一人の強力な封臣をあまり窮地に追い込むことや、こうした陰謀を白日の下に曝すことにより、日本における全ての不満分子が自分たちの主導者として一目置くという位置にその大名を据えることにも、反対のようであった。

日本において、高位の人々、もしくは軍人や役人身分の人たちの中で、不満分子がいることは相当に確実で、彼らの間に外国人への敵対的な感情が支配している場合は、次のことも考えられる。彼らはその多くが結集している江戸の近郊でまず姿を現すだろう。日本のほとんどすべての物産の高騰は、彼らが全く加わっていない輸出貿易から生じていて、彼らの平凡な収入では、この新しい事態に対して彼らが好意的になることはないだろう。そしてまた、恐らくここから、ヨーロッパ人との接触が継続すれば、今まで自分たちが保持してきた威厳にそぐわない考え方が人々の中で生み出されるだろう、という危惧も息をふきかえしている。その上、彼らは、二世紀の長き間にも時々しか入国を許されなかったその同じ外国人が、今度は権利にものを言わせるといふ考え方に、まだ順応していないでいる。一方でこれらの外国人の無恥な何人かが、最初の開港後の悪名高い通貨兌換において、彼らにしばしば大きな損害を与えたのであろう。

ここ出島では、より一層不安の理由を与えるようなことは、まだ何も

起こっていない。そして、東洋国家の表現を重んじうる限りは、私は肥前藩主の当地の閣役の訪問において、オランダ人に対する好感の証しを受け取った。すなわち、良好な関係、これはすでにオランダの当地代理人と彼の主人との間を支配していたが、それを続けたいという彼の望みに対して、私は当然のことながら同じ気持ちで応えた。会談は更に細かな事柄にもおよび、一時間半の滞在後彼はその従者と共に帰りの挨拶をした。

この訪問に価値を加えたものは、ただ一つ、彼は他国の代表部に対してまだこうした好意を表明していなかったことである。

長崎奉行と私も、相互に訪問を行った。私が今後江戸へ行くのであろうか、ということが非常に関心を持たれているらしいこと以外に、これらの訪問についてこれ以上述べるに値することはなかった。

奉行が私のところでもとても感嘆して鑑賞したブロンズ小像をささやながら贈呈したことに、彼は翌日、一ダースの煙草と日本の煙管、そして金唐革の煙草入れを送り届けることで返礼した。

長崎奉行が私を訪問したその同じ日に、彼は王有蒸氣艦Groningen号を訪れたが、同号の司令官はその数日前に奉行のところへ赴いていた。

この訪問の往復は、その他に下級の職員が私に対して行い、オランダと日本の当局者間に、なおも相変わらず良好な関係が続いていることの証しとして見做すことができる。この継続のために、いつも私は自分の側から失礼はしないであろう。

とはいえ、日本側に厚かましい要求の根拠も与えないために、私は、直接私宛に送ってくる湊会所「Volkenhuus」役人の書面での要求は、受け取るべきではないと考え、必要と考えるならば彼らの要求を私に対し連絡すべき長崎奉行に、これを同封して引き渡した。

更に、商品の積み卸しに際して発行するいくつかの証明書に対する報

酬も、問題であった。これは貿易章程で日本側に許されておらず、それ故私は、如何なる場合においても、彼らにこれを認める権限が私に与えられたと考えようはなかった。

同じことは神奈川でも試みられ、同地の副領事はこれと戦った。同人は私にこのことを報知し、同時に、本来の領事がいるか、もしくはその国が神奈川に公式の代表部を置いていない人々を、自らの保護下に置く場合、どう取り扱うべきかを問うてきた。

私は同人に次のように答えた。同人は前者の人々とまったくかわるべきではない、また後者の人々を、彼らが傷つけられたか、現地の制度違反によって有罪となったかすれば、確かに友好国の国民として同人の保護下に入れることはできる、しかし、そうしたことは、非公式の関与や仲介以上に拡大してはよくない、と。

しかし、もし幕府が彼らの入国に抵抗したり、日本の領土で行われた犯罪や違反に対して彼らに刑罰を課さねばならないと考えたりした場合、また、もし私的もしくは民事上の事案に対して彼らの義務を果たさない場合、副領事は、彼らのために公式の干渉を行うことを自制せねばならない。そうした干渉は、上記の関与や仲介よりさらに踏み込んだものとなるかも知れない、と。

これらの月は合意の未履行に関する様々な苦情や告訴が私にもたらされた。そのうち二件は、義務付けられた調査のち私は却下した。一方で、他の四件は、私の仲介で妥協が成立した。

この争いは、規約の欠如か供給が行われるべき時間の不足か、もしくは、支払い方法の欠如から多く生じた。

オランダ人側からの、日本人商人にたいする二件の告訴が受理された。そこで判決の権限のないまま私は宣告した。これらの事案はしかしながら、当事者双方が和解にいたった。

私にはこれらの事案から明らかで、また別の場所でも起こったと私は聞いていることから、日本人商人は、その後の値上がりで契約に従うよりも商品の供給を少なくすることが自分たちにとり望ましいと思われる場合でも、一度約束した合意を自ら守ることを、なお学ばねばならない。今後続く通商関係が、彼らにとって、いちど取引において開始された義務を確実に履行することの利益を示すだろう、と期待すべきである。当地における航海に関しては、以下の船舶の入出港手続が私に知らされた。

出港手続をしたもの

上海行蒸気郵船Azoff号

バタヴィア行フランス籍バーク船Marie Gabri-

elle号

神奈川行王有蒸気艦Groningen号

上海行イギリス籍三本櫓船Talos号

上海行イギリス籍バーク船Syrian号

香港行イギリス籍バーク船Egret号

アメリカ捕鯨船一艘

ロンドン行イギリス籍バーク船Care Cleather号

上海行イギリス軍艦Roebuck号

神奈川行蒸気郵船Azoff号

上海行イギリス籍ブリック船Emma号

神奈川発蒸気郵船Azoff号

上海発イギリス籍バーク船Acastus号

アメリカ捕鯨船一艘

大坂発日本籍蒸気船長崎丸

神奈川発イギリス軍艦Roebuck号

上海発蒸気郵船Azoff号

フランス捕鯨船「Zanzon」号

外海から王有蒸気艦「Groningen」号

上海発イギリス戦艦「Zimrod」号

アメリカ捕鯨船一艘

ロシア捕鯨船一艘

アメリカ捕鯨船一艘

しかし私はまだ、すべての船舶やその積荷についての確実な報告をすることはできない。なぜなら、これらは、湊会所に配置され、おそらく金銭的な代償に応じて私にこのことについて月例で報告を行うべく動く日本人役人の仲介を通じてのみ入手できるものだからである。彼らがこのために喜んでやる気があると私が請け合えたら直ちに、私はその支出をする権限を自らに与えるよう提案する権利を留保する。

少しの時間でこうした報告が入手されれば、当地の商人の不満が、現状非常に僅かな貿易を日本と営むしかない、という真実を含んでいるかどうかを、より正確に判断することができるであろう。

しかし、取引の動向がどれほどであったかにより、現在既に結論的には、こうした状況下で貿易は確実に減少せざるをえない、という確信に到達するものである。

日本の古い通貨制度によれば、一分銀四枚は、日本人の間で、金小判一枚の価値を持っていた。これは、ヨーロッパ各地で大体十ギルダーに相当する。今回輸入と義務的な外国貨幣兌換とにおいて、一ドルは三枚と十分の一の一分銀と等しいとされたので、たとえ小判が通常一分銀六枚とでしか得られなかったとしても、ドルを輸入してそれと兌換される一分銀で金の小判を購入するだけで（度を越した利益が獲得されることが……YH）あることは明らかである。しかしすぐに小判はもはや入手することができなくなつた。一分銀は輸入品の一般的な支払手段であつた

ので、外国人は、販売に際して相対的に低い価値の日本銀貨から目を離さず、外国商品の価格はそれによって日本人の目には非常に高騰したにちがいがなかった。実際、外国商品はとても高くなり、そう簡単に売れなくなった。

それ故、なおも輸入は一般的な意味で成功する機会にほとんどめぐまれず、その一方で、輸出もより少ない利益の機会しか与えず、それ故減少することとなる。日本人商人はしばしば支払に際して外国貨幣を受領しなければならぬ場合に陥るので、今や既に相当行われているように、その分商品の値段を一分銀で計算して値上げする。外国貨幣は日本人商人のところでは、それが重さから生むはずの価値よりもずっと少ない価値しか持っていない。そう信ずる合理的の根拠がある。

このやり方での取引を考えて見るとまた、もし幕府に対する兌換の義務停止に合わせ、貨幣の相互の兌換率がより安定的に管理されたならば、そのときはじめて安定的な取引が起こりえよう。そう私は確信する。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六〇年四月月例報告（植民省文書公開文書九七七号所収）

去る三月の報告の中で、二人のオランダ人船長に対する神奈川での殺人について私は説明を行い、そして江戸にいる日本の大名の一人が政治目的でこの首謀者となつたといううわさを伝送した。

今江戸で再び襲撃が起こつた。これは新たな困難を幕府に生じさせようと企図されたようで、また同じ大名、水戸藩主に帰せられている。

去る三月二四日に御大老、すなわち將軍が年少の間最高権力を保持している摂政であるが、彼は寺院への通り道でまったく予期せずして十五人程の日本人に襲撃された。

短時間で激しい戦闘のあと、襲撃者たちは六人ばかりの死体と数人の

逮捕者を残して逃げ去ったが、その逮捕者はしかし、日本の慣習に従って割腹した。

摂政とその従者たちはその際重傷を負い、摂政はその傷がもとで死亡したというわさがその後まもなく流れた。神奈川駐在オランダ副領事の書面によれば、イギリス公使は医師として負傷者を訪問したいと申し出たが拒否され、数日後連上所には、摂政は死んでないという公示が張り出された。

しかし私は、この公示の信憑性に疑問を投げうると思う。何故なら、数日前通詞仲間の年番通詞が私に、摂政は死んでいる、しかしそうしたことはまだ明らかにされないだろう、と断言したからである。その上、日本においては、そうした高貴な人の死亡を直ちには公表せず、実際亡くなったよりも若干遅れた死亡の日付が公式に示されるといふ有名な慣習があるからである。

一般的に、日本人の間で起こることや、できる限りその結果が外部に目立たないよう彼らが講じる様々な手段について、全く確信をもって述べうることはほとんどないだろう。

それ故、私は今のところただうわさとして、肥前・薩摩・筑前の藩主が命令を受けて七千人の兵士を江戸へ派遣した、と伝えることができるだけである。そして私はこの状況の中でうわさが確認されたとだけ述べなければならぬ。ほんの数日前にも大村藩主の息子が四百人の兵士を伴って、当地を経由し江戸へ陸路出発したのである。幕府の不安自体は、神奈川奉行がとった手段からもっとはつきりするであろう。奉行は、各国領事館に番所を配置し、オランダ副領事代理を通じてオランダ商人に、不必要に夕方家の外へ出ないよう、そしてやむを得ない外出の際は、日本の番所で護衛を申し出るよう通告すべしと警告させた。

日本人住民の間での不安についても、神奈川で何人かの日本人商人が

店を閉めたり、そこから立ち去ったりしたという状況を通して考えることができない。しかし、また別の理由がこうした状況の根柢を与えている可能性がある。それはおそらく、近くにある横浜への転居ゆえであり、そこではほとんどのヨーロッパ商人が居を構えていたのであった。

すくなくともオランダ副領事は私に、神奈川は静かであったし、イギリス籍ブリッグ艦Camilla号が、安寧を乱すようなことは箱館では何も起こらなかった、という同地からの知らせを携えて四月八日に停泊地に戻ってきたことにより、外国人もまたより一層落ち着いていた、と書いてきている。

貿易は、輸入に関してはまだ一向にたいしたことのないままで、輸出については主として上海を市場とし、中国での軍装備需要によって現在の方面で非常に活発になっている。ただフランス・イギリス政府の勘定で馬と石炭が買い尽くされて、上海へ輸送されているだけである。神奈川では、幕府がこの馬輸出を抑制しようで、どうしても約三百匹以上は入手できなかった。一方で当地では相当数の馬が日々平均価格十六ドルで販売用にもたらされたので、イギリスとフランスの領事たちは、三千匹の注文に応えることができるという期待を膨らませている。

イギリス政府は当地に、軍事技術士官の監督の下に貯炭所を建設することで定期的な石炭供給を取り計らった。そこに、同人によって予備検査された石炭が常に十分な量貯蔵されることになる。

私は湊会所から、すべての出入港手続をした船舶とその積荷の報告を求めたが、まだ何の回答も受取っていないかった。私はそれ故この私の努力は失敗だったと考えなければならぬ。私が今度はいろいろな人から入手した報告に依れば、今月出入港手続をした船舶は次のようである。

入港手続をしたのは、

四月一日 アメリカ捕鯨船一艘

かしながら、目的によりよく応えるある別の方法が探究された。銅貨は、実際一分銀当たり一五〇〇から一八〇〇枚で流通していて、それ故銅貨は銅の大きな価値によって利益の基礎を成していた。そして利益を得ることはドルにより一分銀を両替することとなり、銅貨は徐々にまったく流通から外れてしまった。一つは長崎会所「seidkamer」自体によって購入されたのと、一つは大量に、そしておそらく幕府の黙許がなかったわけではなく中国に輸出されたからである。銅貨は鉄貨に替えられたが、鉄貨はそれ自体低い価値なので、それに基づいている一分銀の価値をも減少した。人々の間でこれについての理解が広まると、この事態はやがて明らかになる。何故なら、いまや既に細民は、かつて銅貨一枚で買ったものに対して鉄貨三枚を払わねばならないので、外国通貨の銀としての価値に対して一分銀のその価値にだけに着目し、それゆえ（一ドルに対して……YH）一分銀三枚という十分管理された兌換率がおのずと成立することとなるというのが、事態の本質にあるからである。

（その他では……YH）紙幣は、かつて幕府から発行され、そして暴落したので、満足に流通しえないものとして考えられたはずだが、少なくともヨーロッパ人の手にある限りは、今月長崎会所において銀に兌換された。一方で幕府は、当地近郊で何人かの役人の監視のもとで、相当の数量の櫛、報告に依れば二万本を植えさせ、かくしてこの貿易の推進を留意すべきという承認書を出した。これにはVon Siebold氏が自然科学者として加えられ、参加した。

最後に私は更に、昨日受け取った神奈川副領事からの今月四月十八日付の公文から、何度も名前の出た水戸藩主は江戸から山へ帰り、幕府は兵を招集し必要に応じて実力で彼を制圧する意志があると、述べる事ができる。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六〇年五月簡略月例報告（植民省文書公開文書八八六号）

先の報告において、私は末尾に、既にしばしば話題となった水戸藩主が江戸から領地の山に戻ったとお伝えした。

うわさが流れたごとく、江戸に滞在していた將軍の役人に加え、同藩主が將軍の一使節に対してその頭を刎ねたということが真実なら、彼は、最高権力に対してかくまで正面切つてあえて反抗するために、同人本来の実力がもたらす以上の支援策を同人に提供するだろう他の人々を考慮に入れているという結論に至らざるを得ない。そのとき、幕府は最も注意深くこれに当たり、水戸藩主の武力が千人を越えることはないと思積もられてはいるが、幕府が諸藩から江戸に招集された部隊を行使したという知らせはまだない。しかし、にもかかわらず、水戸藩主を懐柔策で服従へと向かわせるよう、もうずっと交渉が試みられていると言われている。この観点から、大老の死はまだ公式には認知されていない結果、新しい大老の任命に着手することによる様々な困難が回避され、あるいは、大君自身の元服のための準備手段を講じる時間が得られる、と説明できる。

事態は内戦に向かっているかもしれない、と日本側自身が不安をかき立てているとは、私は当地の日本側から聞いていないが、一方で、神奈川駐在オランダ副領事に個人的な書面で知らされた、江戸の事情に関するフランス総領事からの見方をやはり伝えたい。その要約は次の通りである。

「私は幕府が、領地を得ようとしていると思われる党派に対して戦っていると思う。この党派は外国人に対して好意的ではない。我々にとって当地は非常に安全であるとは思わない。しかし、私は、西洋五ヶ国の体面を侮辱するような重大な事件に、幕府が暗黙の同意を与えているとは考えてない。

殺人者が個別に行動しているのは疑しいと思うべきだ。しかし、内戦が実際勃発する場合にしか、大破局というものを私は信じない。さて、危機が存在する。これは確かである。しかしまだ表立った戦いではない。」

ここ長崎ではすべてが平穏であるが、事態が秩序立って流れていく中で江戸の出来事だけが混乱をもたらしている、とは見えない。中国での戦争の萌しは、まだ引続き当地の上海との交易関係に不利な影響を与え続けている。そして当地に到着するほとんどの船は、フランスやイギリスの政府が連合遠征艦隊のために、石炭や馬や牛そして荷鞍を中国へもたすために傭船した。私が確認できる限りでは、入出港手続を行った船は、次の通り。

入港手続をしたものは、

- 五月一日 神奈川発イギリス籍ブリック艦Camilla号
- 五月二日 上海発イギリス政府雇P&O社蒸気船Chusan号
- 五月四日 上海発アメリカ籍スクーナ船Grenada号
- 五月七日 上海発イギリス政府雇P&O社蒸気船Azoff号
- 五月八日 上海発イギリス蒸気軍艦Nimrod号
- 五月九日 上海発オランダ籍バーク船Juno号
- 五月一〇日 上海発イギリス籍バーク船Srijan号
- 五月一二日 上海発アメリカ籍スクーナ船Fennimore Cooper号
- 五月一四日 上海発イギリス政府雇同国籍三本櫓船Forest Eagle号
- 上海発イギリス籍三本櫓船Henry Ellis号
- 上海発フランス政府雇イギリス籍三本櫓船The Hero of the Almaty
- 五月一六日 上海発イギリス政府雇同国籍三本櫓船Walmore Cas-
tle号
- 五月二一日 上海発イギリス政府雇P&O社蒸気船Aden号

五月二二日 大坂発日本籍蒸気軍艦觀光丸

五月二四日 上海発イギリス政府雇同国籍三本櫓船Hurricane号

五月二四日 上海発イギリス政府雇……YH) イギリス籍三本櫓船Game Cock号

五月二六日 上海発イギリス籍ブリック艦Camilla号

五月三〇日 上海発イギリス政府雇同国籍三本櫓船Bard water号

出港手続をしたものは、

五月五日 大坂行日本籍蒸気軍艦觀光丸

五月九日 上海行イギリス籍ブリック艦Camilla号

五月一二日 上海行アメリカ籍スクーナ船Grenada号

五月一六日 神奈川行P&O社蒸気船Chusan号

五月一七日 ロンドン行イギリス籍三本櫓船Verloz号

五月一九日 香港行アメリカ籍バーク船Cornelia L. Bevan号

五月二五日 上海行イギリス蒸気軍艦Nimrod号

五月二六日 上海行イギリス籍三本櫓船Henry Ellis号

このリストに登場し、かつてはスンピン号という名でオランダ政府が日本将軍に贈り物として贈った日本蒸気船觀光丸は、この月の初めに、その将軍によって肥前藩主の管轄下に置かれ、その使用に供された。同藩主は、これと同時に、海路江戸から自分の領地に戻る許可をはじめて獲得し、大坂から領地へこの船で移動した。

長崎にヨーロッパ人と日本人の患者のための病院を創らせるために、すでに長い間あらゆる努力を注いできた出島のオランダ人医師「Pompe van Meerdervoort」は、最終的にそのための許可を幕府から入手することに成功し、創建すべき建物用に土地が区画された。このことは、この医師の強い勧め以外に、日本の用意周到な政策自体におそらく帰すべきものであろう。もしそうした施設が実現すれば、中国での戦場からおそらく病人や負傷者をこちらへ輸送してることが予想される。そして幕府はいくつかの観点で外国人にあまりの地歩を与えることを危惧し、また、外国人がおそらくはこのために病院を創設することを恐れており、この点で彼らに先手をうちたいと思つて、病院を建てることにより、貿易の観点とは別のいくつかの観点から、当地で建物を建てるすべての口実を許さない、と思つているというのは全くあり得ないことではない。しかし、幕府をここまで導いた動機付けが何であつたにせよ、もしこの病院創設が実現されれば、間違ひなく、この方法は多面的な影響を与えるる進歩の重要な一階梯である。

幕府は、日曜祝祭に寺院の利用を供することを通じて、信仰に関する事柄において寛容さを示した。当地に牧会訪問に来た（香港の）Victoriaの司祭「George Smith」は、その際何度か当地に住むヨーロッパ人に宗教行為をそこで催したのである。しかしながら、お祭りが近付いていたので、この寺院の利用はあまり長くはできず、この司祭が神奈川へむけ出発する際にこの仕事を託した宣教師は、所有者が一時的にそのため提供した出島の倉庫の中で礼拝を行った。

最後に私は、さらにつきのことを述べておかねばならない。つまり、出島町人は共同して私に書面で、出島の賃料を値上して欲しいという要望を提出した。なぜなら、彼らは、本方貿易廃止以来、商品の販売によって享受してきた利益から排除され、この商品こそ、毎年の賃料金の代替

として彼らに渡されてきたものであり、彼らはいつとも相当の高額で売却してきた。しかしこの賃料が彼らとではなく、幕府と合意されることになつたので、私はこうした要望も、これにそのための条項があるならば、幕府から発せられるべきであると告知して、私は彼らを門前払いにした。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

駐日オランダ総領事館一八六〇年六月月例報告（植民省文書公開文書第一〇〇〇号所収）

神奈川からの書翰は、今月再び江戸での殺人について知らせをもたらした。

大名松平讃岐守は、先の大老の最大の友人だが、自分の駕籠に乗る際、一太刀で致命傷を受けた。

犯人は直ちに捕まり、うわさでは、何度も名前の挙がる水戸藩主の士官であるらしかつた。

この殺人の原因を、上記の大名が当時大老と一緒に、水戸藩主の將軍職への野望を挫き、その政治的活動から身を引くように同人に強要したということに、求めるべきであると考えられた。

その他では、幕府は外国人を可能な限り保護するためあらゆることを行つた。日本の役人もこの考えが浸透しており、外国側の当局者に迷惑をかけないことは、日本の役人から私に伝えられた最近箱館で起こつた事件からも明らかとなりうる。

乗馬して散歩の途中、イギリス領事は一人の幕府の士官にでくわした。両方とも脇によけて道を譲ろうとはせず、Hodgson氏が鞭を打つて逃避の体勢を取つたとき、もう一方の側は刀を抜き、もし従者の一人が振り上げた腕をつかみ、「これはイギリス領事です」と言わなかつたら、同氏を一太刀にするところであつた。領事はこの場を立ち去り、日本の士

官は恥辱のあまり自ら命を絶った。

神奈川では、同地の副領事代理の書面によれば、外国人への暴行を防ぐことができず犯人の足跡も全然発見されないで、商人たちがその都度店を閉めることについて、副領事は繰り返し日本の警察について苦情を言うのを余儀なくされた。にもかかわらず、外国人たちは、自分たちの身の安全という点では再びいくらか落ち着いた状況になった。

横浜の外国人居留地の土地分割に際して、何人かのアメリカ人が、自分たちが権利を持っていると考えた土地が他の人々へ割り当てられたことに苦情を申し立てた。このことについては友好的な落着が期待された。私の確かめられたかぎりでは、入出港手続をした船舶は次の通りである。入港手続をしたのは、

- 六月朔日 上海発イギリス籍バーク船Tempelman号
- 六月二日 神奈川発イギリス政府雇P&O社蒸気船Chusan号
- 六月三日 佐賀発日本籍蒸気船観光丸
- 佐賀発日本籍蒸気船長崎丸
- 六月七日 箱館発日本籍長州藩スクーナ船「丙辰丸」
- 六月八日 上海発イギリス籍スクーナ船Newa号
- 六月八日 上海発イギリス政府雇同国籍三本檣船Kate Hopper号
- 六月一〇日 上海発アメリカ籍バーク船Mary and Louise号
- 六月一九日 上海発イギリス政府雇同国籍三本檣船Virginia号
- 六月二四日 上海発イギリス籍バーク船Marmorax号
- 六月二五日 香港発イギリス籍ブリック船Smogenex号
- 六月二九日 神奈川発P&O社蒸気船Azoff号
- 中国発イギリス籍バーク船Sirian号

出港手続をしたのは、

六月朔日 上海行イギリス籍三本檣船the Heroes of the Alma号

六月二日 神奈川行P&O社蒸気船Azoff号

神奈川行イギリス籍三本檣船Forest Eagle号

六月四日 佐賀行日本籍蒸気船観光丸

佐賀行日本籍蒸気船長崎丸

六月五日 上海行イギリス籍ブリック船Emma号

六月七日 江戸（神奈川……YH）行王有蒸気艦Groiningen号

Macassar行オランダ籍バーク船Junie号

神奈川行P&O社蒸気船Chusan号

神奈川行イギリス籍三本檣船Walmore Castle号

六月一〇日 上海行イギリス籍バーク船Mariland号

六月一四日 上海行イギリス籍スクーナ船Newa号

六月一五日 上海行イギリス籍三本檣船Broadwater号

六月二五日 上海行イギリス籍三本檣船Game Cock号

六月二六日 箱館行日本籍長州藩スクーナ船

六月二七日 箱館行イギリス籍バーク船Marmorax号

上海行アメリカ籍バーク船Mary and Louise号

日本籍蒸気船観光丸と長崎丸と共に六月三日、肥前藩主が当地に到着した。それは恒例の番兵視察を行うためである。番兵を湾全体に配備させることはこの年彼の番である。

さらに同日夕方彼は、鮑の浦へ来るようにとの招待と共に、オランダ全権委員が発する前にもう一度に同人に面会したいという、要望を伝えさせて来た。彼は、同地で建設されている工場を見学に来たかった。オランダ委員の提案で私は一緒に行き、我々とはとても鄭重に迎えられた。一方で、藩主はこの最高責任者に対して、自分に示された奉仕に感謝を表し、私には、オランダと日本との良好な関係を推進してくれるように

との希望を伝えてきた。

飽の浦の施設見学のあとで、藩主は王有蒸氣艦Groningen号を訪れ、同船で彼はその地位にふさわしい表敬をもって迎えられた。そして同日さらに彼の領地佐賀にむけ出発した。

飽の浦の工場の建設は日々滞りなく進捗し、それは、この施設の責任者である技術士官Harris氏の全身全霊を込めた勤勉によるものである。

しかし建物は、現在飽の浦ではたらいっているヨーロッパ人スタッフと植民省の名において結ばれた契約が終了する、一八六一年一月一日以前には完成することはありえない。

そのことに目をやると、私は先日長崎奉行に宛て、もしスタッフがもつと長期に当地に留まることに同意し、オランダ政府が彼らの従業期間を延長するつもりがあるならば、幕府はこのスタッフの費用をこの延長された期間、当時もともとの期間に定められたテール建ての計算に代えて、ドルで支払ってもよいかについて奉行から知るために、書面を出した。

それについて奉行は、この質問にはまだ答えられない、何故なら自分はこの点江戸の宮廷の決定に従うよう義務づけられているからである、しかし、それについて直ちに働きかける用意があると、私に知らせてきた。得られた回答をうけて、私はこの事案について特別の書面が戻ってくるのを期待している。

さらに最後に、私は書面で取り扱うと長きにわたることになる筈のいくつかの事案を議論するために、何度か奉行のところへ行き、かつての出島の水門のところを低水位でも商品を積み卸しできるように波止場を造らせることを彼に要望した。彼は直ちに、そうしたものは実現するつもりである、と約束し、もう翌日には彼の名前で何人かの役人が私と一緒に場所を測るためにやってきた、と私は述べなければならぬ。

測量は、いままでのところ続けられてきたとはいえ、将来約束のうち

なにかが実現するかどうかは、多くを約束しあまり実行しないという日本の役人のよく知られた欠点に注目すれば、時に学ぶしかないであろう。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

駐日オランダ総領事一八六〇年七月月例報告（植民省文書公開文書一〇一九号所収）

神奈川から（受け取ったところ……YH）の知らせによれば、同地では幕府による外国人警護策がなおも続けられた。日没後丸腰で外出するのは誰もいなかった。特にAlcock氏とde Bellecourt氏は、日本人護衛に同伴されなければ一瞬たりとも外出できない煩わしさに、ひどく不満であったが、敢えて護衛を受け入れるのを拒否しなかった。幕府がいつも外国人に関して好んで実行するように、この警備が隠れた監視であると危惧したが、また、それを平然として拒否すれば、持続的な警護を不可避として見せかけ正当化するため意図的暴力への合図となるかもしれない、と恐れていた。

この監視体制は、関係することすべてについて了解し、幕府の影響力をすべてに及ぼすためのもので、明らかに貿易にも用いられており、幕府に事細かに知られていない貿易取引はあり得ないと、見做してかかるのが安全である。

日本産品を販売することのできる値段は固定されており、限定された商人だけが外国人と取引することが許されているとすら主張するものもある。確かに私にとって、このはなしは全体としてはありえないというわけではない。とはいえ、確実とまでには至っていないであろう。なぜなら、日本人商人はこれについてだれも疑問を呈していないからである。締結された条約に重大に反している手段を幕府が取っていると声明するのは、危ういことである。

箱館からは、日本人士官によって以下のような状況下でイギリス商人が傷害をうけたこと以外特別な知らせはなかった。

二本差の日本人が元イギリス船長、名はPotterの地所に押し入り、面白半分でこの船長の飼っている猿に石を投げて虐めようとした。

Potter氏はこれを見て、日本人にそうしたことや止めるよう頼んだが、これに対して何も聞きいれられなかったので、Potter氏は日本人の腕をつかみ地所から締め出した。

これに侮辱されたと感じた日本人は刀を抜き、Potter氏にその刀で一太刀加えた。同氏の（左……YH）腕でいくらか払われはしたが、こればかり本気なものであった。

にもかかわらずPotter氏は、日本人を体で押さえつけ、地面に投げつけ、縛り上げるほど気丈であった。

Potter氏はその後、幕府の犯人処罰を求める要望と共に、日本人をイギリス領事に引き渡した。この要望が満たされたか、また、その結果がどうなったか、については、まだなにも言えない。

その後の捜査により、この日本人は幕府の相当の高官であることがあきからとなった。

今月七月七日当地にロシア蒸気フリゲート艦Svetlanaがやってきた。同艦にはロシア特命北京使節Ignatiev將軍が乗艦していた。このことを知って直ぐに、私は使節のもとへ儀礼としていそぎ表敬訪問した。とはいえ、將軍は当地では公的な資格を何も帯びてはおらず、ただ数日滞在するという考えだった。

使節は私をとても鄭重に接遇してくれ、一時間半以上にわたって様々な論点について互いに話し合った。

彼は、進展しつつある戦争のなかで中国皇帝に助言を与えるような格好すらも避けるため、北京を離れたことを語った。そして、会談がす

む中で私に、私が江戸に駐在していないことについて驚いていると知らせた。なぜなら、彼の意見では、私の江戸駐在は幕府からとても望まれており、幕府は長い間関係を日本と持ってきた国の代表部に、事が起こったときの支援者と相談相手を見出したいと思っていたからである。

また彼は私に、オランダ政府は中国に使節を送るつもりはないのか、と問うた。彼は私に、中国皇帝がオランダとの条約締結や、ロシアと同じ条件で北京に使節常駐を認めることに対して何か異論を持ち出すとは考えられない、と言った。

Svetlana号にはまた、中国海域ロシア艦隊司令長官Litatiev提督もいた。使節が去ったあと、私は二日後に長崎奉行のところに行き、同人に、私が江戸に滞在を定めてほしいという幕府の要望について彼も知っているのかという質問を呈した。しかしながら私は返答として、彼の知る限りではむしろ幕府は、私が当地に留まっていることを望んでいるという言質を得た。しかしこの理由について私が更に問うたところ、彼は当地では外国人と共に暮らすことに慣れている、という以外の回答を私に与えることはできなかった。

去る一日Svetlana号が出航して数時間後、当地の停泊地にロシア蒸気コルベット艦Posadnik号が、いくつかのひどい損傷箇所を修理するため到着した。

この船の司令官「Briev」は私の所に滞在し、幕府から、Posadnik号自体の患者のためのみならず、ロシア艦隊から時に搬送されてくる患者のためにも病院を建てるべく、一寺院を獲得することに成功した。同艦隊は、戦闘行動中直隷湾に監視のため二〇艘余りが駐留する筈である。

七月四日、条約の規定により幕府の義務的な貨幣兌換が終了した。幕府は、日本の月末、これは七月一六日にあたるが、それまでこの兌換をなおも継続した。そして、この後領事と軍艦の士官用に、さらに六ヶ

月間改鑄のための四%を差し引いて継続することを決めた。

しかしながら、さまざまな理由から私はNeman書記官と同じく、この好意的な例外措置を利用すべきでないと考えた。

商人に対する貨幣兌換の停止は、今までのところ、私が確かめることのできた限りでは、全く何の影響も貿易に与えていない。そして実際人々の間でのドルの率は、何ら目立つた変化を見せていなかった。

最後に、もう一つ述べておかねばならない。今月中何人かの日本人士官が、出島の賃料を四五八三・三三から七五〇〇テールにしたいという要望を持って、奉行の名において私のところへやってきた。

この機会に私が督促したので、奉行は低潮の時も積み卸しの利便を図って波止場を造らせる、そしてもしその必要が存在するならば、島の南側に広がる土手の一部について拡大される、という約束を彼らは繰り返しした。

私は、賃料の引き上げのため提出すべき書面での要望の中に、この約束を取り入れるよう彼らに求めた。しかし、この書面、これを私は特別報知でそちらへ送付したが、これから明らかなように、この約束はその中では削除されていた。

輸入貿易は僅少なままであり、輸入される貿易品としては鮫皮若干量を数えることができるのみであった。輸出貿易は、最近は神奈川からと同じく、特に生糸・茶・菜種^(マ)・油・蠟と樟脳でかなり活発となった。

今月当地へ入出港手続を行った船舶は、私が確認できたかぎりでは、次の通りである。

入港手続したのは、

七月七日 上海発ロシア蒸気フリゲート艦Svetlanan号
七月八日 上海発イギリス籍ブリッグ船Emma号
七月九日 直隸湾発イギリス政府雇イギリス籍三本檣船Patri-

ciang号

直隸湾発イギリス政府雇P&O社蒸気船Sjdney号
直隸湾発イギリス植民地海兵隊蒸気艦Berenice号
神奈川発イギリス政府雇P&O社蒸気船Chusan号
七月一日 上海発イギリス籍バーク船Excelsior号
上海発ロシア蒸気コルベット艦Posadnik号
七月二日 上海発アメリカ籍ブリッグ船Grenadad号
上海発イギリス籍バーク船Templeman号
上海発イギリス政府雇三本檣船Iura号
上海発イギリス政府雇バーク船Norman号
七月三日 上海発P&O社蒸気船Cadiz号
神奈川発イギリス政府雇P&O社蒸気船Azoff号
七月四日 上海発アメリカ籍スクーター船Garland号
七月五日 香港発アメリカ籍バーク船Cornelia L. Bevan号
七月六日 マカオ発ロシア籍クリッパー船Windeck号
七月七日 出港手続したのは、
七月八日 上海行イギリス籍三本檣船Kate Hooper号
七月九日 神奈川行P&O社蒸気船Azoff号
七月十日 香港行イギリス籍ブリッグ船Smogene号
七月十一日 香港行イギリス籍バーク船Sjrian号
七月十二日 直隸湾行ロシア蒸気フリゲート艦Svetlanan号
七月十三日 神奈川行イギリス籍三本檣船Virginia号
七月十四日 上海行イギリス籍ブリッグ船Emma号
七月十五日 直隸湾行イギリス籍三本檣船Hurricane号
七月十六日 神奈川行P&O社蒸気船Sjdney号
七月十七日 直隸湾行P&O社蒸気船Chusan号

直隸湾行イギリス籍三本櫓船Patrician号

七月一九日 直隸湾行アメリカ籍スクーナ船Feminine Cooper号

七月二二日 直隸湾行イギリス植民地海兵隊蒸気船Berenice号

直隸湾行イギリス籍三本櫓船Iura号

七月二五日 上海行P&O社蒸気船Cadia号

七月二六日 直隸湾行P&O社蒸気船Azoff号

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

一八六〇年八月月例報告（植民省文書公開文書第一〇一九号所収）

江戸と神奈川から、今月はあまり重要な知らせはなかった。両所はとも静謐のようだ。ただ江戸からは、同地で今月八月三日幕府とポルトガル全権使節Gumarraisとの間で、条約が調印された、と言ってきている。これは、長崎奉行から私になされた告知に依れば、既に他の諸国が日本と締結した条約とまったく同等のものである。

私は本国政府に送るためこの条約の写を要望した。そうすれば、貿易章程第二類にリネン製品も取入れられていることを自ら確認できるであろう。私の理解ではこのことが同章程のなかにあり、そうしたことはあるいはオランダにも適用を求めることができる。

ポルトガル全権使節がその活動を終え、神奈川に領事 [Loureiro] を任命したあと、彼はマカオへの帰路当地も訪れ、上海に拠を置くDent商会の代理人Evans氏を当地の領事に任命した。

私が彼を訪問した際に、彼は私に、幕府はポルトガルとの条約締結に対して何らの異議も唱えず、同条約はほんの数日の内に実現した、と請け合った。そして更に私に、ワインの輸入関税の引き下げがなおも問題となり、それは二〇%になる筈であったが、しかし、フランス代理公使が五%以上では譲れないと強く主張したので、引き下げすべてが一度断

念となった、と話してくれた。

長崎はすべてが静謐で、外国人居留地のための地所埋め立てが懸命に続けられている。そして日本人の家や寺院にあちこち分散して暮らしている外国人は、今年の終わりに同所に自分たちの住まいを建てることのできるであろうと予想できる。

今月八月六日に、ロシアのスクリュー蒸気コルベット艦Voe Vodan号がNiogaefから、若干の食料を入手し直隸湾のロシア艦隊に加わるために、当地にやってきた。

私はこの機会を利用して、どこまでSasulien島が既にロシアのものとなったかについての情報を入手しようとした。そしてその際司令官から、この島全体の放棄に関する交渉はまだ何の最終決着にも至っていないと聞いた。

彼は私に、ロシア政府はこの島全体の領有に非常に重きを置いており、同島のうち、最良質の炭鉱のほとんどがすでに自分たちの手にある、と請け合い、あるとても微妙な動機付けを私に伝えてくれた。この動機付けはロシア総領事 [Goschkevitsch] が同島に関する覚書の中で幕府に対して使用したもので、すなわち、ロシアが、隣国として日本とは友好関係を続けていくことにとっても価値を置いていること、しかし、この友好関係は、もし隣人としてあまりに近ければ、崩壊させられる危険があること、そして、それ故Sagalien島は両国国民が共同してではなく、ロシア人によってのみ入植されるのがよりよいであろうこと、である。

今月八月十五日に行われた出発に際して、Voe Vodan号は何人かの病人を残留させた。一方で、ロシア艦隊から更にもっと大勢の病人が、一昨日当港に到着した蒸気砲艦Zausdink号で当地に運び込まれた。

これらの病人のために、ロシア人は現在既に二つの隣接する寺を病院として整えた。同所には約二〇〇病床があり、彼らは幕府に（毎月……

YH) わずか四〇ドルをその賃料として支払うだけである。

野菜の耕作地と二つの病院の通路の整備は、Posadnik号の司令官がその水夫におこなわせたものだが、長期にわたる滞在の需要に應えるものであることを十分に示している。一方でこのためもっと建物を借りる努力があったにせよ、である。

その他の点で、日本側当局者に自らを気持ちよく受け容れてもらうのに、ロシア人がどれだけ努力したかは、注目に値する。Posadnik号の神父は、何人かの日本人に対して日々ロシア語で教育するために実際場所をわりあてられた。そして長崎奉行へのすてきな贈り物が、病院のため両寺の譲渡を獲得するのに役立ったのは確かであった。このことは、イギリスやフランスの領事が同じ目的のために要求しても実現しなかったことである。

Pompe van Meerdervoort博士の指導のもと主として日本人自身のためを目的とする病院の設立は、非常に順調に進捗し、数日前その入札が行われた。

その他に、幕府がPompe van Meerdervoort博士によって与えられた教育を高く評価していて、彼を可能な限り援助したいとしていることは、当地で首を刎ねられた遺体を数日前再び彼に一任したことからも明らかである。上記の医師の言明にしたがうと、学生たちはその解剖に当たって長足の進歩を見たようである。

この日本人の梟首は、二人目の処刑のときも同じく、私に長崎奉行から（によって……YH）書面で伝えられ、長崎自体でも、また外国人居留地でも繰り返し行われた放火とその未遂を理由として執行された。

出島でも去年の十二月にこれらの人物の一人が放火を試みたが、そのときはオランダ人警察官「Schlaminch」によって阻止されて逮捕された。

今月の初め、長崎奉行は私に、今後は幕府はその日の相場にに応じての

みドルを受け取ることとする、と知らせてきた。私は、そうしたことは合意された条約の第四条一項に全く反すると考え、もしそうした手段が幕府によって取られたとすれば、貿易の多大な損害となるものなので、私はこれに対して反論するべきと考えた。そして、このやり方に対する抗議書を、これを江戸に廻送するべしとの要望を付して、長崎奉行に届けた。

その後暫くして、長崎奉行は私に書面で、江戸からの次の命令を待ち、ドルをかつての兌換率で関税として支払う際に再び受け取る、と伝えて来た。

Von Siebold氏に譲渡された印刷機は、印刷工Indemannが来日して、もう今月には稼働を始めた。このことで幕府が示した関心で私は、基礎に働いている優れた技術の証明をこれに付け加えようという気持ちになった。「日本に関する公開書簡」、これはVon Siebold氏が出版に携わっているものであるが、これに加えて別の側面からの仕事がこの施設の維持を十分保証するために、印刷工に与えられることを期待すべきである。

五月の私の月例報告の中で私は、長崎のイギリス人社会のために特別に始められた、Victoria湾からの司祭の宗教行為が、出島の倉庫の一つにおいて宣教師によって時々開催されている、と述べた。しかしながら今月五日からは、このためにある建物が用いられている。その建物は、状況が許すかぎり、湾の反対側にあるイギリス商人の住まいの中にそのために設えたものである。そこは多くのイギリス人が集住しており、毎日曜日に規則正しく荘厳に同所で執り行なわれている。

中国での軍事作戦の進行は、日本人に大きな関心を持って見守られている。中国の新聞は、かなり多くのガセネタと共に、向こう見ずの外国人を中国からすべて排斥するべく召集された兵力について語られており、当地ではよく読まれていた。長崎奉行は、連合軍によって決行され

た最初の戦闘での上陸と成功裏の終結に関して、当時私がそうしたように、私が戦争について知りうるニュースを自分に直ちに伝達して欲しいと私に要望を伝えてきた。

当地から中国へと営まれ拡大する貿易において、この戦争がもたらした停滞は、直ちに終了するであろうとは予想しない。次に掲げる来航と出航の船舶一覧から十分明らかのように、海運はほとんど、馬、石炭などを直隷湾に輸送することだけに従事している。

到着したのは

- 八月三日 直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Game
Cock号
- 八月六日 福建発イギリス籍ブリック船Elisa Marij号
直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Alice
Thomdike号
直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Narden号
Nicolaieff発ロシア籍スクリーユ蒸気コルベット艦
Voe Vodaa号
- 八月七日 直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Lincelles号
直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Dakotah号
神奈川発イギリス籍植民地海兵隊蒸気艦Sidney号
バタヴィア発オランダ籍ブリック船Willelm Eggerts号
福建発アメリカ籍バーク船Marjiland号
- 八月一四日 直隷湾発イギリス籍植民地海兵隊蒸気船Berenice号
- 八月一九日 香港発オランダ籍ブリック船Schiller号
- 八月二五日 上海発イギリス籍バーク船Charlotte Ann号
- 八月二八日 直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Hurricane号
- 八月二九日 直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Prince of

出発したのは

- 八月三〇日 直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Sebastopol号
Wales号
直隷湾発ロシア籍蒸気砲艦Vajesdnik号
- 八月三一日 直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Fanny;
Forsith号
直隷湾発イギリス政府雇同国籍三本檣船Natalia号
- 八月六日 上海行アメリカ籍スクリーユ船Grenada号
- 八月九日 上海行ロシア籍三本檣スクリーユ船Winddeck号
- 八月一四日 上海行アメリカ籍バーク船Cornelia L. Bevan号
ロンドン行イギリス籍バーク船Excelsior号
- 八月一五日 上海行アメリカ籍スクリーユ船Garland号
直隷湾行ロシア籍スクリーユ蒸気コルベット艦Voe
Voda号
- 八月一七日 直隷湾行イギリス籍植民地海兵隊蒸気艦Sidney号
- 八月一九日 直隷湾行イギリス籍三本檣船Alice Thomdike号
直隷湾行イギリス籍三本檣船Narden号
- 八月二〇日 直隷湾行イギリス籍三本檣船Dakotah号
- 八月二三日 神奈川行イギリス籍植民地海兵隊蒸気艦Berenice号
上海行イギリス籍ブリック船Eliza Marij号
- 八月二四日 直隷湾行イギリス籍三本檣船Lincelles号
- 八月三〇日 上海行オランダ籍ブリック船Schiller号
駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

と三分一で日本人は十分に受け取った。

輸出貿易は神奈川では、カリフォルニア航路によって大幅に増大した。特に、油、小麦粉、卵、漆器、陶器そして青銅器が相当量彼方へ向けて船積みされた。ヨーロッパ市場へ輸出は当地と同じく力強く増加した。すなわち、蠟、樟脳、茶、生糸であり、特に最後の商品は、一年間に七〇〇〇ピコル送付されることになろう。しかし、茶や生糸貿易のこの拡大は、明らかに中国の不安定な状況が多く引き起こすものである。

私が確かめられた限りで、当地に入出港手続をした船は、以下の通りである。

入港手続をしたのは

九月三日 直隸湾発イギリス籍植民地海兵隊蒸気艦Aracan号

九月八日 神奈川発王有蒸気艦Groiningen号

九月一〇日 直隸湾発ロシア籍蒸気船Dijuint号

九月二三日 上海発イギリス籍蒸気船England号

九月二四日 直隸湾発ロシア籍スクリュウ蒸気コルベット艦Voe

Voda号

九月二七日 直隸湾発イギリス政府雇同国籍バーク船The Em-

press号

出港手続したのは、

九月六日 直隸湾行アメリカ籍バーク船Mariland号

九月九日 香港行イギリス籍三本橋船Fanny Forsyth号

香港行イギリス籍三本橋船Narolia号

香港行イギリス籍三本橋船Prince of Wales号

香港行イギリス籍三本橋船Sebastopol号

九月一二日 Batavia行オランダ籍ブリック船Willem Eggert号

(九月一〇日:YH) 上海行イギリス籍バーク船Charlotte Ann号

神奈川行イギリス籍植民地海兵隊蒸気艦Aracan号

九月二三日 香港行イギリス籍三本橋船Hurricane号

九月二八日 神奈川行イギリス籍蒸気船England号

九月二九日 Otsu行ロシア籍スクリュウ蒸気コルベット艦Voe

Voda号

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

(一八六〇年一〇月から六一年四月までの月例報告は『大日本古文書 幕末外国関係文書』に訳出されている。)

一八六一年五月報告(植民省文書秘密文書五九一七号所収)

江戸と神奈川、もしくは横浜からは、今月特に重要な知らせはなかった。

Von Siebold氏は横浜において、幕府はそこで役人の住まいを彼に分与した。そしてときどき神奈川奉行との会談を持った。その内のある会談で、通詞の秘密の知らせによれば、英・仏との紛擾の場合信頼される同盟者を見いだせるようになるため、日本の北部の一部をロシアに割譲するよう彼は勧告した。もしそうしたことが、今年三月の私の月例報告に述べたように、蝦夷島を自らの支配下に置こうという計画がロシアのものであるとする別の国に知られたら、この割譲話は、おそらくロシアの計画に関係づけられ、上記の国に対するVon Siebold氏の特別な力の入れように関する当地での一般的な噂を強めることになるだろう。私はそこで主としてこのことについての状況の説明を行うものである。何故なら、人々の間ではVon Siebold氏の態度はとても話題になっており、ある人たちは、オランダ政府が彼の当地への到来に関与したと疑っている。

三月の報告で私は、江戸における私の滞在のために割り当てられた寺院の利用に関する、第三者を通じて受け取った通知に際して、外国掛老

中に日本側からの全通知は直接私に対して行われるべきある、と注意した、と述べた。そうすると、私は今月になって二通の書翰を直接彼らから受け取ることとなった。最初の書翰では、彼らはオランダ領事館のために横浜に住居を建てる用意があると知らせてきた。そして私はこれに対して、神奈川から横浜へのオランダ領事館の移動に関する問題の決着はまだ懸案である、と答えた。

二通目の書翰では、私が江戸を離れるように動いた理由を述べた私の書翰の受領後、一人の役人を派遣して、とるべき手段を私と相談すると、オランダに対する特別な好意を表明しつつ、私に伝達があった。すなわち、

長崎への私の出発により、この手段は、江戸に帰還したイギリスやフランスの公使とのみ話し合われることになったこと。

そして、日本側は、このことについて、私の江戸への帰還の際に口頭での今後の通知を行うようにしたいこと、である。

これに対して、私はこれらの通知を神奈川で待つつもりであった。私は来月六月朔日に同地へ向け旅路につく。オランダ政府に対して負っている債務の支払が、最終的な清算として、以前の価格で銅七五〇〇〇テールで行われることをその時に獲得するためである、と私は答えた。

私はこの旅を一部陸路で行い、現在私のところに滞在中のイギリス公使と同行するつもりである。一方五人の日本人士官が二人の通詞とともに、我々に護衛として用意される。

長崎では、これに関して重要なことは起こっていない。ただ私は、一つの事件のみを手短かに述べておくことにする。それはおそらく、新聞紙には誇張されあるいは誤って描かれていたかも知れない。今年肥前藩主が長崎湾の砲台に配備した番兵である三人の士官が、秘密裏に持ち場を離れ、外国人居留地を徘徊して、ボウリング場の前に立ち留まり、何人

かのヨーロッパ人が遊んでいるのをじっと眺めていた。粗暴なやり方で追い払われると、彼らは張り合うかのように、ガラス窓に石を投げつけ、宿の主人が棒をもって外へ出てくると、刀を抜いた。何人かのイギリス人商人がたまたまこの通りに通りかかり、これを見て、日本人から苦もなく彼らの刀を取り上げ、彼らを警戒中の日本の警察にその場で引き渡した。

恐らくこの事件はこれ以上の意味はなかったであろう。しかし、日本側から聞いた限りでは、長く肥前藩主はこの士官たちの属している自分の重臣に不満であり、その重臣にこれについて相当厳しい書状を書いたので、この重臣はこれに対して、殿様がその振る舞いをかくまで面目ないと申し召されたのであれば、その士官たちは命を存えるに値しないと答えた。この三人の不運な者は、この結果長崎の近郊で誅首された。

この（出来事……YH）全体は、しかし、何等政治的意味はない。ヨーロッパ人の意図的な威嚇としても、ヨーロッパ人に加えられた侮辱への処罰としても考えることはできない。

最後に私は、次のことを述べておく。この数日蒸気小艇の注文が、越前藩主の勘定で、オランダ貿易会社代理人「Baudin」になされた。彼は自分の領地の産物、すなわち絹を、長崎に直接輸送したいと思っている。これは、私が以前述べた、海辺の大名はとくに自分たち自身の関心によって、どんどん発展している貿易活動に参加するようになってくるだろうということの証明である。そして私は、この例は次に続くものとなるう、それは取引だけではなく、変化した時代状況の中で必需品と自分たちに見えるものを入手しようとして、彼らはオランダへ接近しつづけるであろうと確信している。

今月中長崎を訪れた船の数は八艘にのぼり、その中でイギリス国旗を掲げた船が五艘、オランダ国旗が一艘、アメリカ国旗が一艘、ロシア国

旗が一艘であった。

駐日オランダ総領事 J・K・デ・ウィット 署名

(以下次号予定、なお本稿は基盤研究(B)「東インド会社解散と出島商館の変容」・基盤研究(S)「マルチアーカイヴァルの手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」の研究成果の一部である。)